

第1章 計画策定の目的と背景

1 公共施設等総合管理計画の目的

国においては、「インフラ長寿命化基本計画」が平成25年11月に策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されており、平成26年4月22日付け総財務第74号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。

全国の地方公共団体において、高度経済成長期とその後の約10年間に建築された公共施設等がこれから更新の時期を迎える事となります。その中で、人口減少等による税収の減少、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の支出増加により、全国の多くの自治体においては財政状況の悪化が危惧され、老朽施設の更新経費や維持管理経費を確保する事が課題となっております。

中之条町では、快適な生活環境の構築や町民ニーズなどの多様な行政需要に対応するため、公共建築物やインフラ施設（以下、「公共施設等」といいます。）を整備してきましたが、施設の老朽化が顕在化しており、近い将来、これらの大規模修繕や更新等が必要となり、多額の維持管理費用が発生すると見込まれています。

本町においても、更なる人口減少、少子高齢化が予想されており、公共施設等の実態や利用状況、維持管理コスト等を考慮しながら、長期的な視点に立ち、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な配置を実現し、持続性を確保する必要があります。

これらのことを踏まえ、今回策定する「中之条町公共施設等総合管理計画」は、町内すべての公共施設等の現状を把握するとともに、今後の対策について、考え方や方針を取りまとめるものです。

2 計画期間

本計画の計画期間は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間を対象期間とします。

3 計画対象施設

本計画において対象となる公共施設等は、庁舎・学校・町営住宅・集会施設等の公共施設（建物）に加えて、道路・橋梁・上下水道等の生活基盤となるインフラ施設を対象とします。

第2章 公共施設等を取り巻く現状と将来の見通し

1 人口の見通しと課題

本町の人口は、昭和30年の町村合併時には23,195人でしたが、以後減少が続き、六合村編入直後の平成22年では18,216人、平成27年には16,850人となっています。今後も若者の流出及び少子化が進むことに加え、日本全国で人口減少が進むと予測されています。中之条町人口ビジョンでは、同様の傾向が続くと、平成32年には16,455人、平成37年には15,404人と、10年間で約1,900人の減少が予測されています。

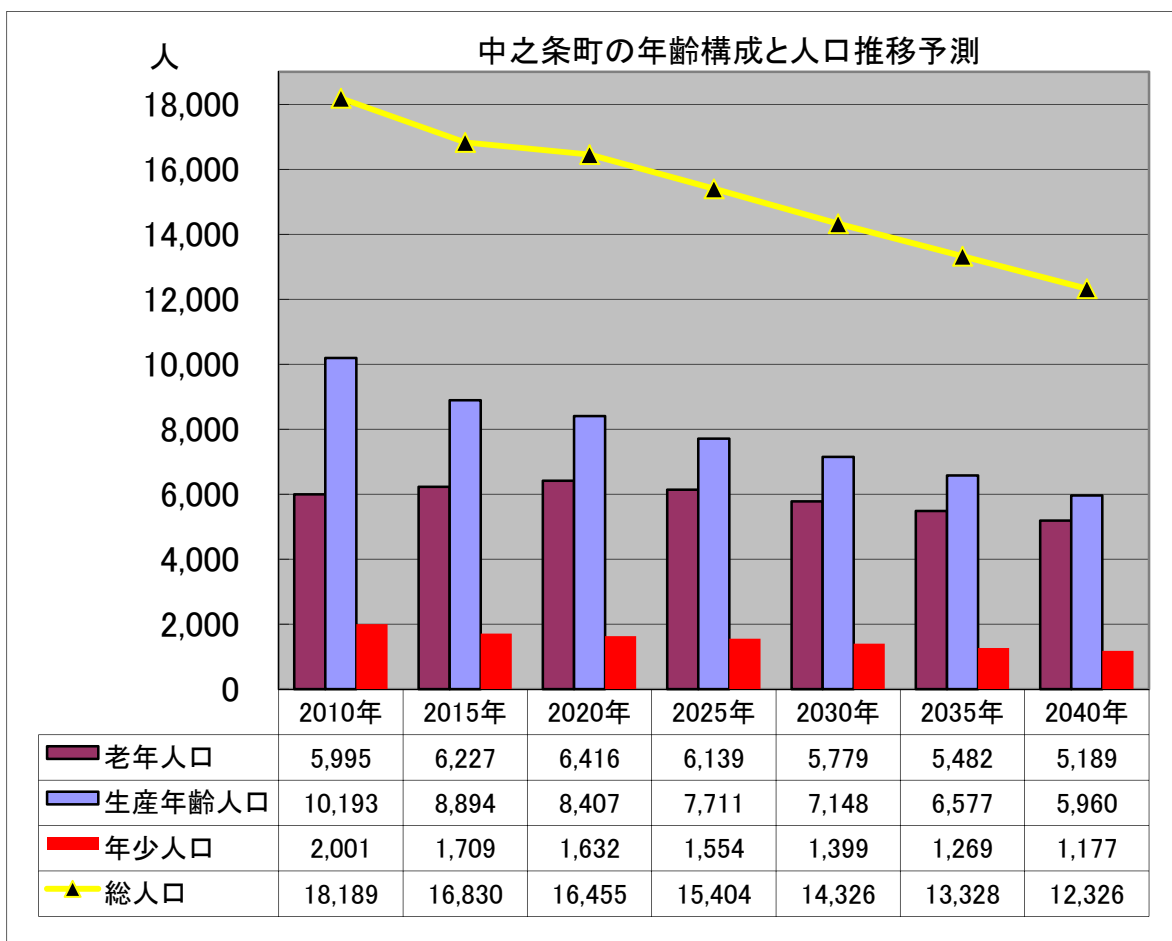
また、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分別人口では、老年人口は増加傾向を辿り、高齢化率が上昇するのとは反対に、年少人口、生産年齢人口が減少傾向にあります。

今後予測される人口減少、年齢構成の変化が施設数や施設規模、施設機能などに及ぼす影響も考慮する必要性が迫ってきています。

【本町の年齢構成と人口推移予測】

（単位：人）

年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
人口	18,216	16,850	16,455	15,404	14,326	13,328	12,326



※年齢不詳は、除く。

2 財政の見通しと取組み

中之条町においては、適正な行政サービスを提供し続けるために、職員の定員管理による総人件費の抑制、借入金残高の削減、財政調整基金の増額及び町税の収納率向上などによる財政の健全化を推進してきました。

町の財政状況は、財政健全化判断比率等の各種財政指標において、財政運営の健全性が保たれていることを示していますが、全国的な課題である少子高齢化の進行により増大する社会保障費及び公共施設の老朽化への対応が、本町にとっても大きな課題の一つです。

(1) 歳入の見通しと取組み

自主財源の根幹となる税収の大幅な増加を見込むことはむずかしく、また、国庫補助金等は効率化の傾向にあることから、依存財源についても増収を見込むことは困難な状況にあります。町村合併に伴う普通地方交付税の特例措置は、平成27年度から段階的に縮減されており、地方交付税への依存度が高い本町においては、こうした動向を強く認識し、対応していく必要があります。

- **町税**

町税は歳入総額の約 20%を占めていますが、土地価格の下落や家屋の評価替えに伴う固定資産税の減少及び実質生産年齢人口の減少等による個人町民税の減少により、町税全体では減少傾向にあります。

適正な賦課の徹底や納付環境の整備、滞納処分の強化等、賦課から収納までの取り組みを総合的かつ一体的に進め、収納対策の強化を図ります。

- **地方交付税**

歳入の約 40%を占める財源ですが、国の施策によるところが大きく、今後減少傾向にあります。特に、普通交付税については、町村合併による特例措置が平成 27 年度から段階的に減額されており、平成 32 年度には大きく減少となる見込みです。

- **国県支出金**

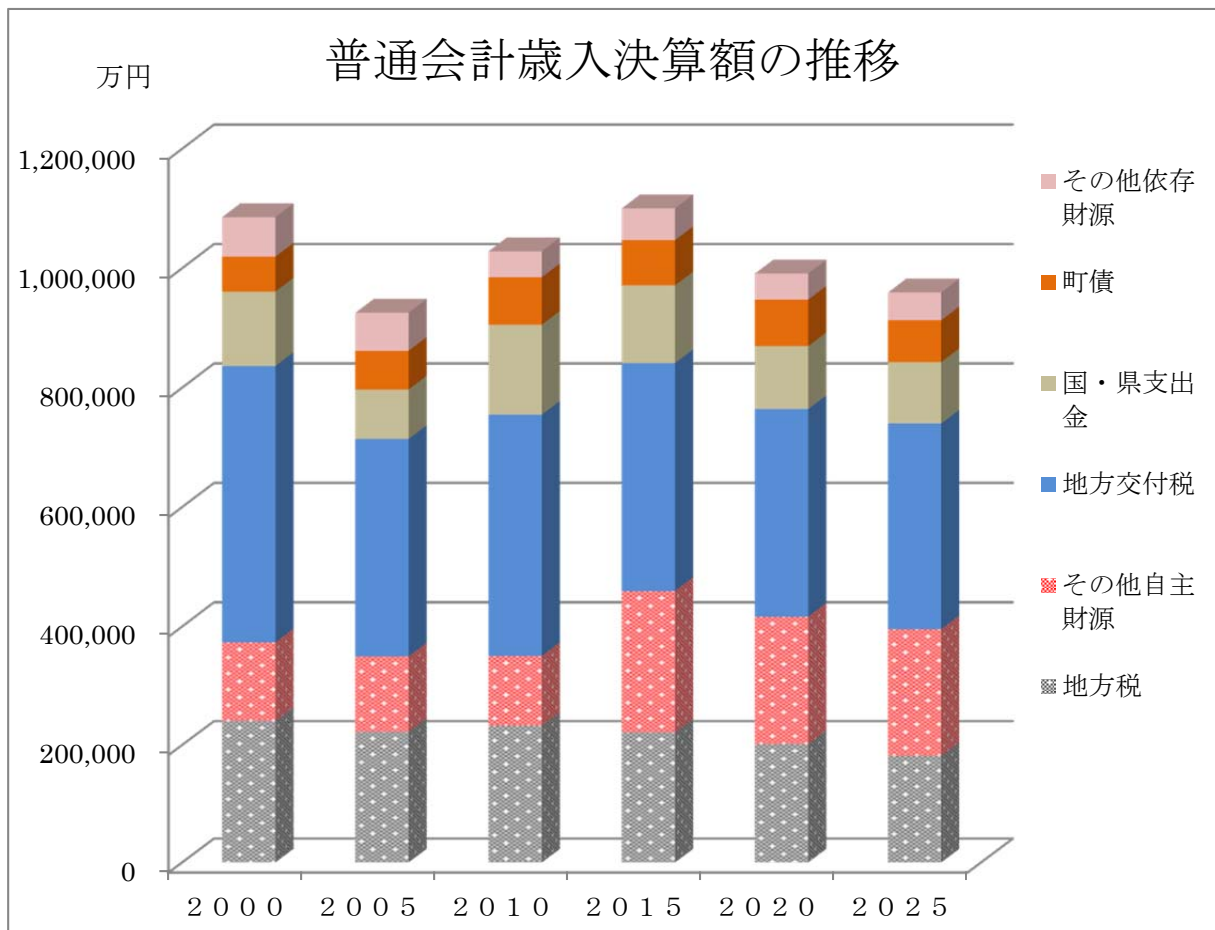
国・県の補助金については、大規模な事業の有無により大きく変動することとなりますが、国・県の動向の的確な把握に努め、積極的に活用していきます。

- **町債**

後年度交付税算入率の高い地方債のみの発行に努め、特に平成 26 年度より中之条町全域が過疎地域の指定となったことから、今まで一般財源で対応していた事業について、ソフト事業も含め過疎対策事業債での財源措置が可能となり、適債事業について積極的に活用し、実質的な町の負担を軽減していきます。臨時財政対策債については、国の経済再生への取り組みにより、減少傾向となる見込みです。

- **その他**

分担金、負担金、使用料、財産収入等については、受益者負担の原則、住民負担の公平性の観点から、その明確化かつ適正化に努めていきます。



(2) 歳出の見通しと取組み

高齢層職員の退職による人件費の減少傾向はあるものの、扶助費や繰出金等の社会保障関係経費をはじめとする経常的経費の増加は避けられず、物価上昇に伴う支出増や、公共施設の老朽化へ対応する改修・維持修繕費が増加していくことが見込まれます。

- **人件費**

職員の定員や給与制度等の見直し、計画的及び効率的な定員管理により、適正な水準の維持に努めていきます。

- **扶助費**

少子化により教育費や児童手当は減少する見込みですが、社会保障制度の充実や高齢化の進展に伴い、医療・介護等が増加するものと思われる、扶助費全体では増加傾向となる見込みです。

- **公債費**

今後の人口減少を見据え、公債費が将来の財政運営の大きな負担とならないよう、できる限り実質的な公債費負担の増加を抑制するため、後年度交付税算入のある有利な町債の発行に努めていきます。

- **普通建設事業費**

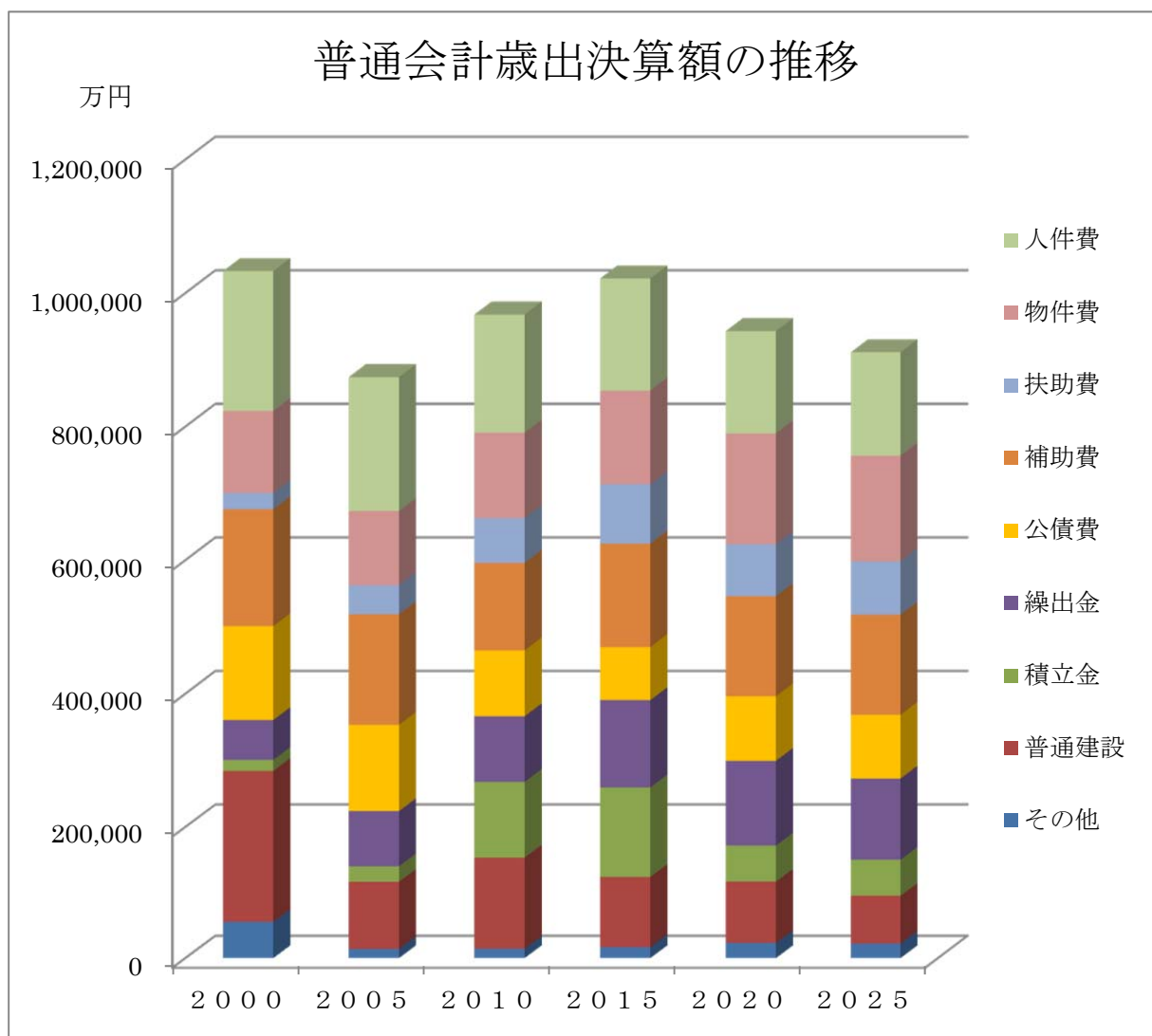
人口減少や少子高齢化に対応した公共施設の適正な規模や効率的な維持管理方法を検討し、更新も優先順位によるものとするなど、普通建設事業費を抑えていく必要はありますが、町民の未来に向けた投資は、一定水準確保していかなければなりません。

- **地方債残高**

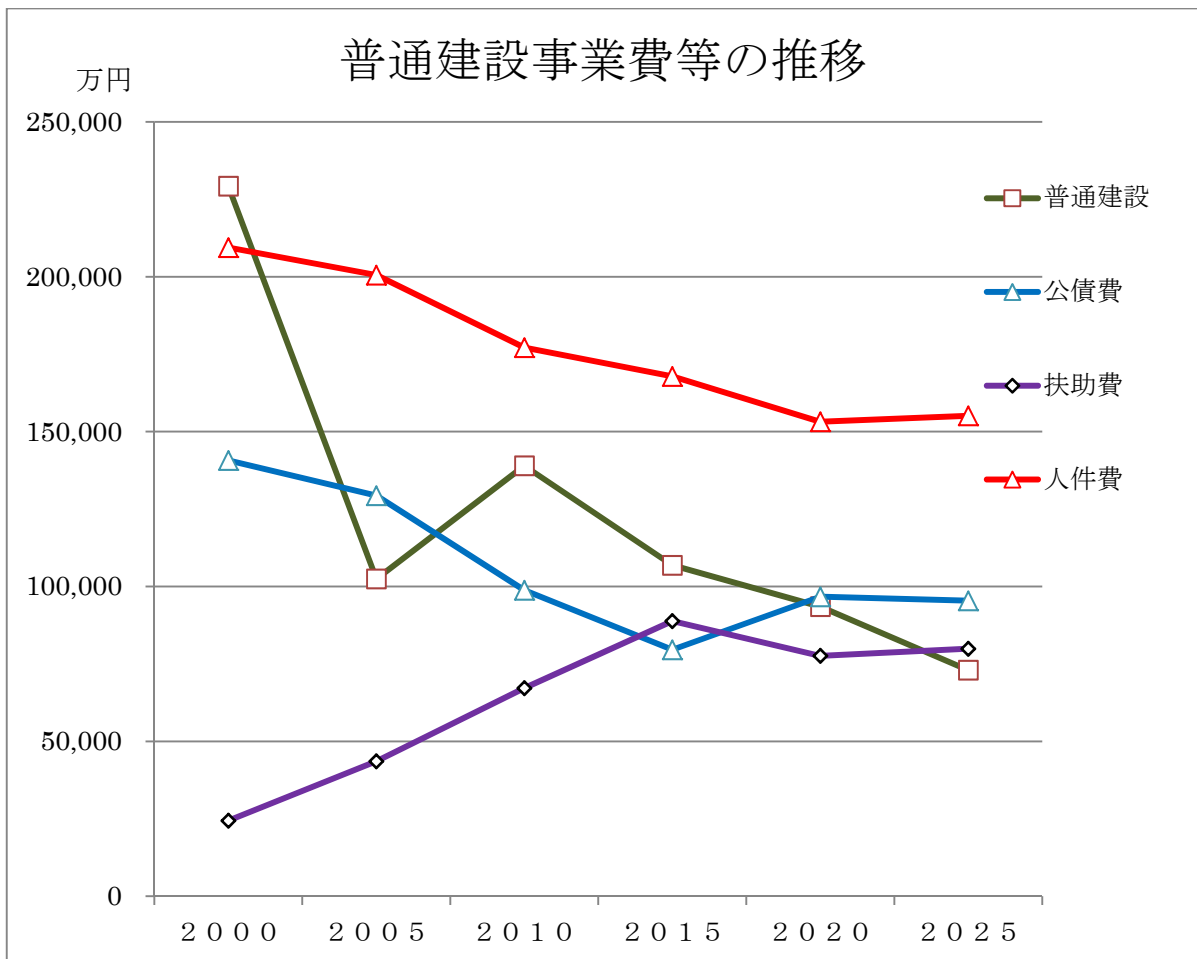
地方債は町の負う債務ではありますが、住民負担の世代間調整や財政負担の年度間の平準化という機能を有しており、道路や教育施設などの住民生活に欠かせない社会資本整備の財源として有効活用を図り、適正な水準の維持に努めていきます。

- **基金残高**

基金に依存しない収支均衡予算に努めていきますが、経済事情の変動やその他不測の事態により、財源に不足が生じる等の財政需要に的確に答えられるよう、維持に努めていきます。



※普通会計 地方財政状況調査より



3 公共施設等の現状

(1) 公共施設

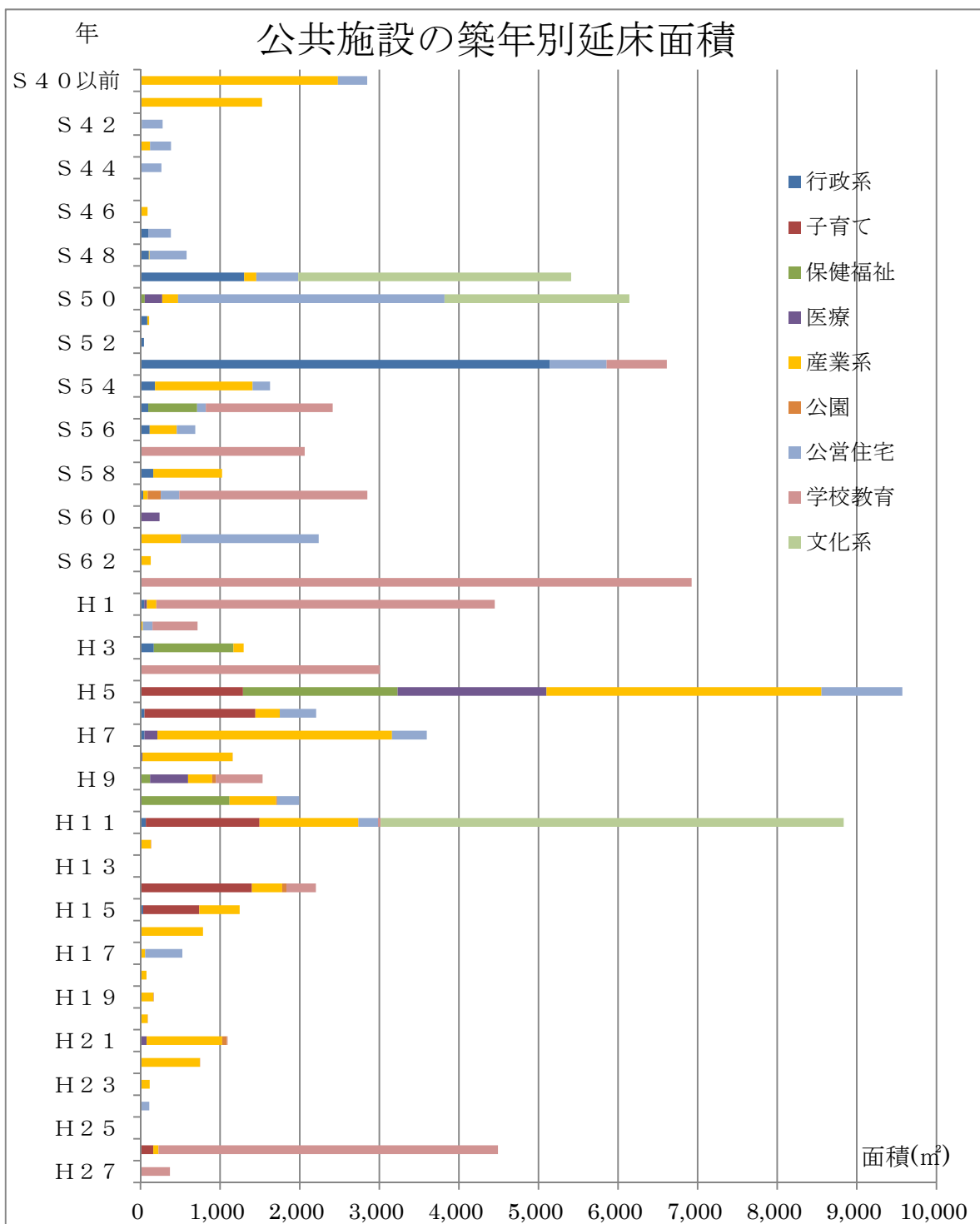
本計画が対象とする公共施設の総量は、平成28年3月末現在において、153施設、総延床面積14万6,092㎡です。

用途別では、学校施設（2万7,159㎡、18.6%）が最も多く、次いで産業系施設（2万2,049㎡、15.1%）、スポーツ施設（1万6,944㎡、11.6%）、町営住宅（1万2,150㎡、8.3%）、町民文化系施設（1万1,571㎡、7.9%）、行政系施設（7,776㎡、5.3%）の順になっています。

これらの施設は、古い施設から老朽化の度合いに応じて順次大規模改修や建替えが必要となります。一般に鉄筋コンクリート造の建物については、建築後30年程度経過すると大規模改修が、建築後60年程度経過すると建替えが必要になると言われます。特に建築後30年を経過している施設が、全体の36%を占めており、今後、大規模改修等の集中する時期の到来が見込まれます。

【公共施設の状況】平成28年3月末現在

大分類	中分類	施設数	棟数	床面積(㎡)	主な施設
行政系施設	庁舎等	2	6	6,601.48	本庁舎、支所
	消防施設	2	24	1,174.36	消防詰所(23)、車庫
子育て支援施設	幼稚園、保育所等	5	7	5,727.69	幼稚園(2)、保育所(2)、こども園
	幼児・児童施設	2	2	644.60	伊参交流館、近藤公園
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	4	2,257.29	四万老人福祉センター、六合つつじ荘等
	保健施設	4	5	2,591.01	保健センター、六合保健センター、バーデ六合等
医療施設	医療施設	2	17	3,104.56	四万へき地診療所、六合診療所
産業系施設	農業振興施設	6	22	7,703.55	道の駅たけやま、花の駅美野原・花楽の里・よつがねえ館等
	林業振興施設	2	2	465.50	木工館、四万スポーツ林
	宿泊施設	2	12	3,632.65	ゆずりは荘、宿花まめ
	温泉施設	7	8	2,218.78	四万清流の湯、御夢想の湯、こしきの湯、くつろぎの湯、長英の隠れ湯等
	その他産業施設	18	140	8,028.48	つむじ、野反湖キャンプ場、公衆トイレ(11)等
公園施設	公園施設	12	14	355.37	公園(11)、シルクパーク
町営住宅	町営住宅	17	61	12,149.93	公営住宅、特定公共賃貸住宅等
学校教育系施設	学校	4	22	25,508.88	小学校(2)、中学校(2)
	その他教育施設	4	7	1,649.63	学校給食センター(3)、スクールバス車庫
町民文化系施設	文化・集会施設	3	6	11,571.09	文化会館、ツインプラザ、基幹集落センター
社会教育系施設	博物館	1	5	1,596.92	ミュージ
	公民館	5	5	1,735.62	中之条・沢田・伊参・名久田・日向見公民館
	文化財施設	4	7	1,771.55	富沢家住宅、大岩牧水会館等
スポーツ施設	スポーツ施設	20	33	16,944.26	総合体育館、プール、弓道場等
その他施設	普通財産	23	74	28,140.51	旧通運ビル、旧チャツボミゴケ公園、閉校学校等(12)、用途廃止施設等
	その他	5	50	517.90	公衆トイレ(5)、ごみ集積小屋(42)等
合 計		153	533	146,091.61	



(2) インフラ施設

中之条町の平成27年度末現在の町道の実延長は約704km、農道の実延長は約289km、林道の実延長は約49kmとなっています。

平成27年度末現在の橋梁の実延長は約5km、橋梁数は270本です。そのうちの179本(66.3%)が、長さが15m未満の橋梁となっています。

平成27年度末現在で、上水道（簡易水道を含む。以下同じ。）管は約315km、下水道管の総延長は約181kmとなっています。

インフラ施設保有状況(平成27年度末現在)

分野	区分	保有量	
道 路	町 道	実 延 長	703,766 m
		道 路 面 積	2,985,345 m
	橋 梁	橋 り よ う 数	270 橋
		実 延 長	4,648 m
	ト ン ネ ル	ト ン ネ ル 数	2 箇所
	農 道	実 延 長	289,358 m
	林 道	実 延 長	48,967 m
公 園	都 市 公 園	公 園 数	11 箇所
上 水 道	導水管・送水管・配水管	延 長	132,807 m
簡易水道	導水管・送水管・配水管	延 長	182,338 m
下 水 道	管 渠	延 長	181,259 m

4 公共施設等の更新費用等の推計

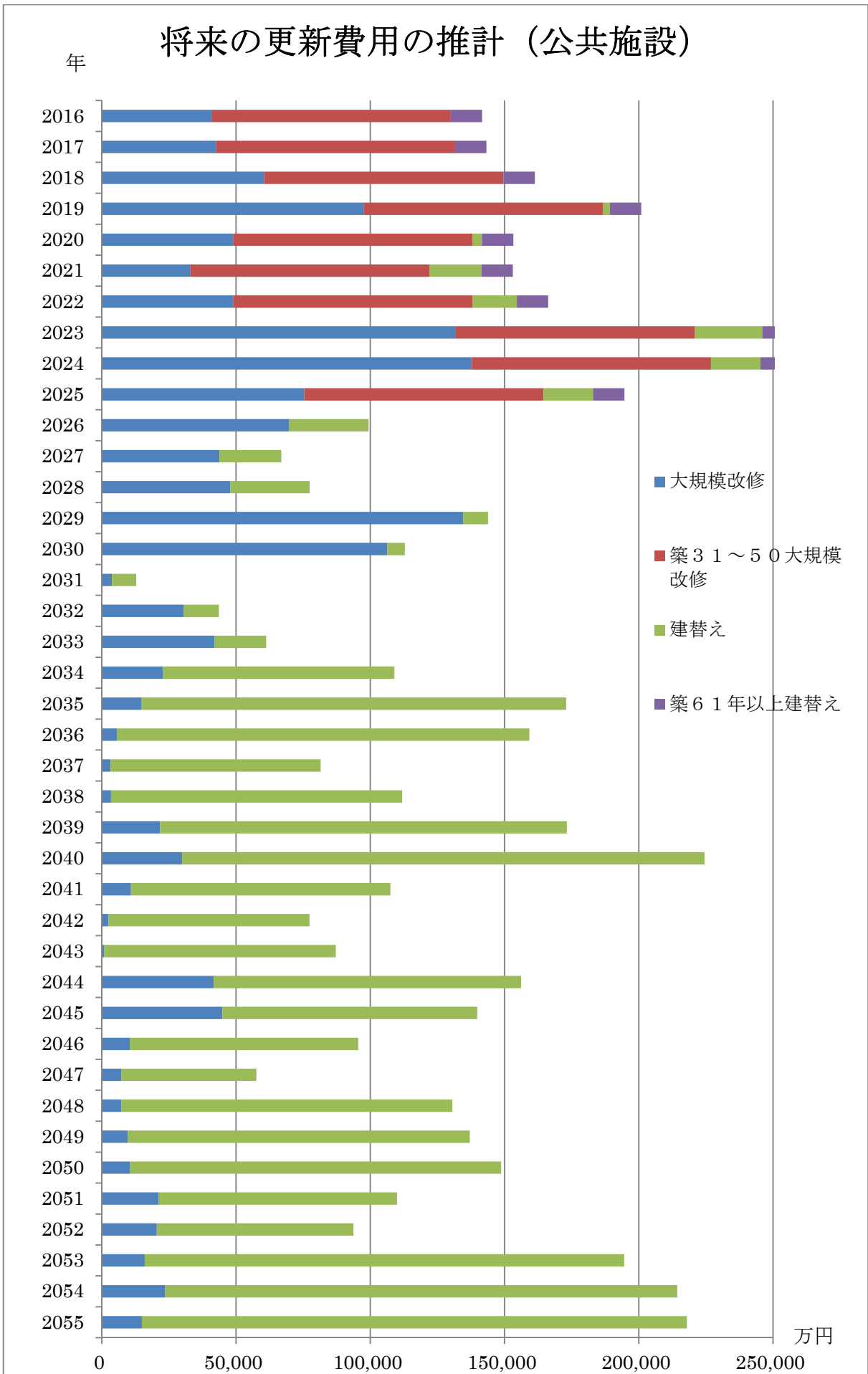
(1) 公共施設の更新費用の推計

現在中之条町が保有する普通会計の施設について、一般財団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設更新費用資産ソフト」を使用し試算すると、今後40年間で発生する更新・大規模改修に要するコストは、総額約544億7千万円（年平均約13億6千万円）と試算されます。

【資産の主な前提】

- ① 平成27年度末現在の公共施設と同じ面積等を維持する。
- ② コスト＝整備年度ごとの保有量×更新（大規模改修）単価
- ③ 建築物は、30年後に大規模改修、60年後に更新する。
- ④ 普通財産施設は、用途廃止施設や有休施設となっているため、試算対象外とする。

将来の更新費用の推計（公共施設）



(単位:万円)

大分類	施設数	棟数	更新等費用	主な施設
行政系施設	4	30	502,013	本庁舎、支所、消防詰所
子育て支援施設	7	9	181,446	幼稚園、保育所、こども園
保健・福祉施設	7	9	226,934	保健センター、六合つつじ荘
医療施設	2	17	174,255	診療所、医師住宅
産業系施設	35	184	1,016,633	花の駅美野原、花楽の里、ゆずりは荘、宿花まめ、四万清流の湯
公園施設	12	14	11,545	公園トイレ、休憩所
町営住宅	17	61	503,527	町営住宅
学校教育系施設	8	29	1,171,987	小学校、中学校、給食センター
町民文化系施設	3	6	519,393	文化会館、ツインプラザ
社会教育系施設	10	17	283,932	ミュゼ、富沢家住宅
スポーツ施設	20	33	842,492	総合体育館、プール
その他施設	5	50	12,381	公衆トイレ
合計	130	459	5,446,538	

(2) インフラ施設の更新費用等の推計

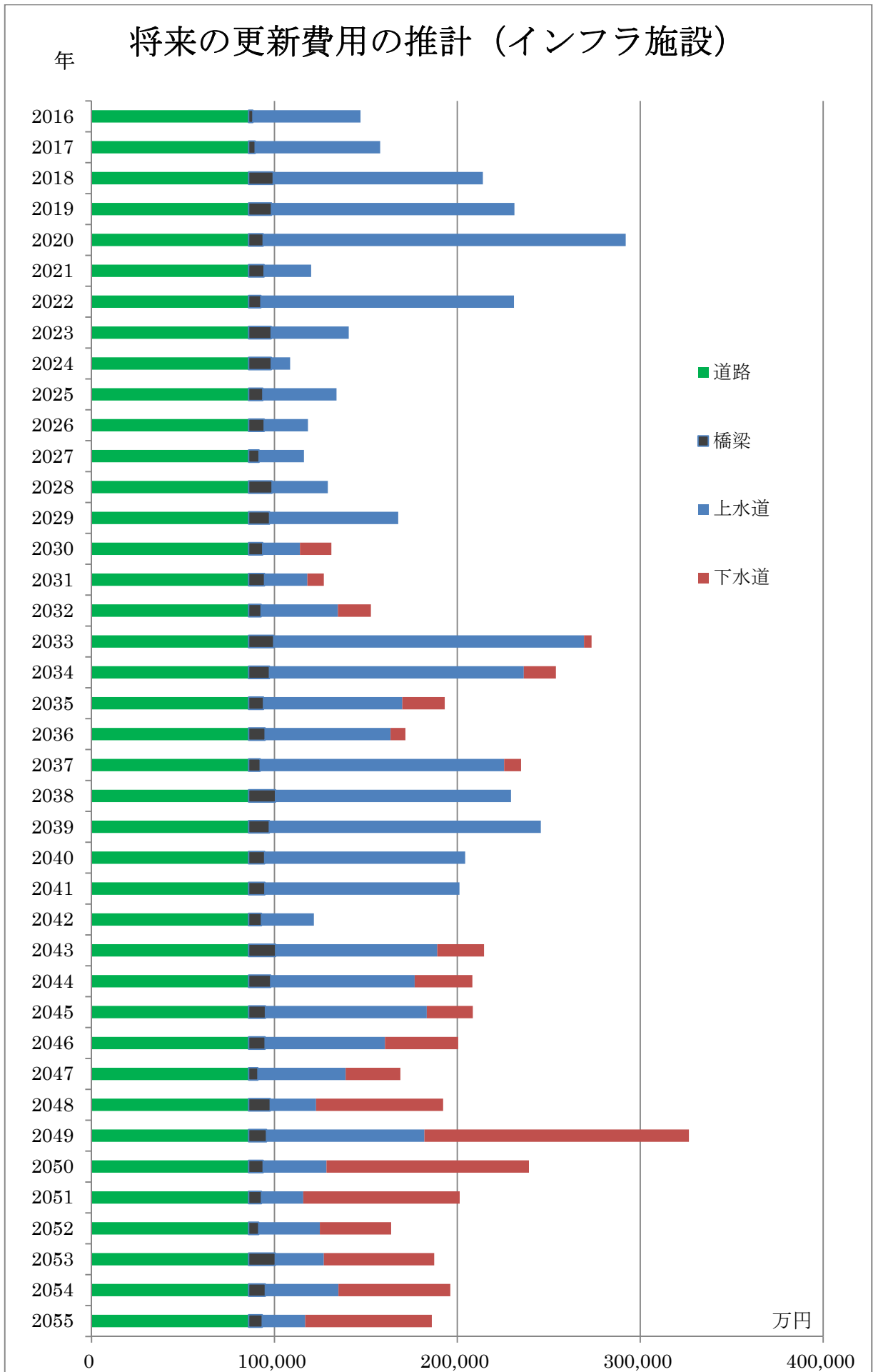
インフラ施設（トンネル・農道・林道・公園を除く。）の更新費用も、中之条町で保有しているインフラを現行規模で維持し続けると仮定し、「公共施設更新費用資産ソフト」を使用し試算すると、必要となる財政支出は今後40年間で、約754億1千万円（年平均約18億8千万円）になると見込まれます。

内訳を見ると、年平均で一般道と橋梁で約9億5千万円、上水道が約7億1千万円、下水道が2030年から約3億5千万円となっています。

なお、橋梁については「中之条町橋梁長寿命化修繕計画」による長寿命化型による維持管理費として、修繕・更新に要する費用としています。



将来の更新費用の推計（インフラ施設）



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

中之条町人口ビジョンによりますと、本町の人口は20年後の平成47年には16,864人になると推計されています。人口の減少に伴い財政規模も当然縮小されますので、現在町が所有する公共施設等を将来にわたり現状のまま全て更新することは、町民の方々に対する負担を大きくしてしまうことになります。

このようなことから、今後公共施設等の計画的な予防保全による長寿命化や、資産総量の適正化による維持管理経費等の縮減、資産活用による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、町民が必要とする行政サービスの維持向上を図ります。

そこで、次の三つの基本方針を定め、本計画を推進します。

【基本方針】

- ① 長寿命化の推進
- ② 資産総量の適正化
- ③ 資産の有効活用

なお、平成25年3月に中之条町施設評価検討委員会から、43の町有施設について、その必要性・公共性・有効性・効率性などの観点から施設を評価していただき、資源の有効活用を図るべく、今後の各施設の運営方法や事業展開の方向性について検討され報告されていますので、委員会報告を十分尊重し、今後の施設維持管理に取り組むものとしします。

2 具体的な取組み方策

(1) 長寿命化の推進

公共施設等の修繕は、これまでは壊れてから直す「事後保全」を中心に対応してきました。しかしながら、劣化が顕在化するまで直さず放置していると、損壊等による事故の発生や、緊急に大規模補修が必要になるなど、多額の損害や財政負担のほか、耐用年数を経過しないうちに使用できなくなる恐れがあります。そのため、将来にわたって利用する公

共施設等については、壊れる前に計画的に修繕・改修を行う「予防保全」により、長寿命化を推進し、安全性・機能性を確保するとともに、ライフサイクルコスト（※1）の縮減に取り組みます。

① 点検・診断等の実施方針

建築物等の安全性を確保するため、学校や幼稚園・保育園など、一定の用途・規模を満たす公共建築物については、建築物及び建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられています（建築基準法第12条）。さらに、電気設備や機械設備は各種法令により定期点検が義務付けられています。

これら法定点検以外の建築物等についても、定期的に経年劣化の状況等を点検し、不具合箇所の早期発見による機能・性能の維持に努めます。

インフラは、インフラ長寿命化計画など、国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

「予防保全」を基本とし、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ります。更新については、必要な公共施設に限り行うこととし、更新する際は、他の施設の活用、複合化、PPP（※2）/PFI（※3）を含め、最も効果的・効率的な手法を検討します。

インフラは、点検・診断結果に基づき、劣化の度合いや優先度に応じた対策を実施するとともに、状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断に活用します。

※1 【ライフサイクルコスト】公共施設等の建設・購入から維持管理、解体撤去・処分に至るまでの過程で必要な経費の合計額。

※2 【PPP】Public-Private Partnership の略。公民連携と呼び、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

※3 【PFI】Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断の結果により、公共施設等の劣化等による事故の危険性が高い箇所については、応急措置を実施するとともに、早期に修繕を実施します。また、倒壊の恐れのある建物や、用途が廃止され、今後利用される見込みのない老朽施設等については、原則として解体・撤去します。

④ 耐震化の実施方針

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、公共施設の耐震化を実施し、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保を図ります。

災害時の救援・支援活動や物資輸送活動を支える道路機能の強化を図るため、定期点検等に基づき、橋りょう、道路付属施設等の補修・補強を進めます。また、上下水道施設等についても、必要な耐震対策を行います。

(2) 資産総量の適正化

人口減少、厳しい財政状況等を踏まえ、公共施設については、必要なサービス水準を確保しつつ総量の縮減を推進することとし、インフラについては、町民の暮らしや産業・経済活動、地域社会を支える基盤として、種別ごとの特性や中長期的な需要見込みを踏まえ、総量の適正化を図ります。

① 統合や廃止の推進方針

個別施設ごとに利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を整備し、定量的な視点で評価するとともに、町域内の配置状況、設置の経過、類似・代替施設の状況等の要素を加えた「施設評価」を行い、統合や廃止等を検討します。

② 未利用財産の売却等

未利用財産の積極的な売却を進めるとともに、転用や利活用が見込めない廃止施設は解体し、維持管理コストの削減を図ります。

(3) 資産の有効活用

民間活力の活用による維持管理コスト等の削減に取り組むとともに、公共施設等を経営資源として捉え、資産活用による収入の増加を図ります。

① 民間活力の活用

公共施設等の整備、更新、維持管理、運営において、民間委託、指定管理者制度やPFIなどのPPP手法を含め、民間事業者の技術・ノウハウ、資金、施設等を活用した、最も効果的・効率的な手法を検討します。

② 企業広告等

公共施設への企業広告、自動販売機設置、ネーミングライツ^(※1)など、保有財産の活用による財源の確保を図ります。

3 フォローアップの方針

- ① この計画の内容については、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行う。
- ② この計画は、「中之条町まちづくりビジョン」を上位計画としていることから、その計画の見直しに合わせて本計画の見直しを行う。
- ③ 公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図る。

※1 【ネーミングライツ】公共施設等の運用資金等を調達するため、公共施設等にスポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 庁舎等

適正管理による維持管理経費削減のほか、窓口や事務スペースの改善による町民サービスの向上、施設を活用した広告収入の確保を図ります。

支所は複合施設とし、地域活性化プラットフォーム事業（※1）の拠点として機能充実を図ります。

2 子育て支援施設

安全確保と長寿命化のための予防保全を実施し、老朽化した施設の更新時は、子育て支援の地域拠点施設としての機能を持たせるなど、複合化を検討します。

3 産業系施設

社会経済状況や町民ニーズの変化等により、町が保有する必要性が低下した施設や、受益を受ける範囲が限られる施設は、管理運営方法の見直しや廃止、譲渡等を検討します。

4 町営住宅

中之条町町営住宅長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理により町営住宅の長寿命化によるコスト縮減を図るとともに、老朽化の著しい住宅の廃止を進めます。

5 学校

児童・生徒の安全で快適な学習環境の確保を最優先に、教育方法・教育内容等の変化に適應できるように計画的な改修・整備を進めるとともに、地域コミュニティや防災の拠点施設としての機能を強化するため、余裕教室等を活用した複合化・多機能化を検討します。

※1 【地域活性化プラットフォーム事業】地域活性化のため、住民、行政、学校、企業、各種団体等が連携を構築し、地域の課題の把握・解決に取り組むもの。

6 文化施設

ホール機能等を備えた文化施設は、維持管理に多額の経費を要するため、収入の確保とともに、民間活力の活用、予防保全によるライフサイクルコストの削減を図ります。

7 社会教育施設

博物館は、歴史文化の保存と活用による効果的な施設運営を行います。
地区公民館は、コミュニティの活動拠点として規模の適正化を図りつつ、改修、更新を行います。

8 スポーツ施設

既存スポーツ施設の長寿命化を図るとともに、行政が維持することが困難なスポーツ施設や重複したスポーツ施設は統合・廃止をすることで、効率的な管理を行います。

9 その他の公共施設

第3章に掲げる三つの基本方針に基づき、具体的な取組みを進めます。

中之条町公共施設等総合管理計画

平成28年10月

中之条町 総務課 財政係

〒377-0494 中之条町大字中之条町1091

TEL 0279(75)2111

FAX 0279(75)6562